

平成19年度

# 各区の区長さんが決まりましたので、 お知らせします

[敬称略] ◎会 長 ○副会長

松瀬	和佐	江川	三津ノ川	大瀧川	市川	山野	藤野川	伊藤川	三百瀬	平川	蛇尾	早藤	玄子	若野	入野	小熊	土生	鐘巻	千津川	中津川	地区
藏光利一	木村孝義	花光輝雄	○夏目良孝	田間誠	岡前拓治	東久保健	藤川知己	谷本道広	○東田敏正	平川榮一	◎金澤英雄	藤本善晴	芝俊一	○玉置重康	清長皓二	林保行	瀬戸利則	玉置勝	戸根芳唯	三村政弘	区長氏名

## 川辺地区

老星	大又	坂野川	佐井	三十井川	平岩	原日浦	三十木	姉子	高津尾川	伊佐の川	広瀬	中木	尾曾	本郷	西原	上滝本	下滝本	小津茂	岡本	坂本	地区
原見正伴	原明男	原豊文	芝広明	谷久保勝	石本幸也	◎赤松高行	竹内徹	谷口彰	大谷龍雄	山本隆造	○西川榮一	上田博巳	田中康洋	加藤哲男	中西準	高尾淳生	間野常民	中原完二	芝壽男	高尾和宏	区長氏名

## 中津地区

李	上初湯川	妹尾	猪谷	初湯川	笠松	平	愛口	滝頭	友渕	上ノ段	下村	浅間	上越方	川原河	地区
峪合宣至	佐々木健彦	西山富美夫	平岡房義	平野皓生	横山益也	谷平健吉	今枝茂己	森下善行	友渕泰定	○浅間常雄	寒川廣一	朝間基夫	山下勝	○吉田博	区長氏名

## 美山地区

上田原	下田原	小釜本	田尻	三佐
上田正巳	堂代峻男	北畠頼和	龍田伸崇	原郁男

小川	上小藪川	下小藪川	上板	下板	上長志	下長志	下高野	上高野	西ノ川	滝ノ上	朔日	中村	土居秋葉	宮平	土居梅原	串本	弥谷	下越方	阿田木	皆瀬	打尾	愛川
小川正壽	森岡松生	西山森治	西山文明	栗本宗雄	丸山真一	堺隆夫	川口憲治	濱口宏海	東明宏	吉原修	中村進	堺恒男	福隅祐一	東山千年	◎堺武次	佐々木美博	山本博昭	宮井和男	加門三喜夫	井原秀夫	児玉有一	玉置計義

# 6月1日は 「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員制度をご存じですか。

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせております。

あなたの街には、日高川町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。

玉置 藤次さん (和 佐)	森本 武夫さん (船 津)
柿本 章夫さん (早 藤)	龍田 江美さん (田 尻)
中川 淳子さん (千津川)	中谷 佳雄さん (寒 川)
藪 政和さん (中津川)	西川 嘉朗さん (川原河)
塩崎 巍さん (高津尾)	

## 特設人権相談所を開設します。

次の日程で特設人権相談所を開設します。人権問題やいろいろな困りごとでお悩みの方は、お気軽にお越し下さい。

相談は無料で秘密は守られます。

日時 平成19年6月1日(金) 午前10時～午後3時  
場所 社会福祉協議会相談室  
中津公民館1階研修室  
山村開発センター2階図書室

## 平成19年度 女性アクティブ教室 補助金制度について

女性アクティブ教室補助金制度とは、町内で活動されている地域女性組織(従来の地区婦人会)を対象に、女性の学習機会の拡大と学習内容の充実を図り、地域交流の機会を増進する目的で、事業実施に伴う経費の内、活動費(講師料等含む)として、一教室あたり40,000円を町が補助する制度です。

開設条件等詳しい内容につきましては『実施要綱』がございますので、教育委員会(☎22-8816)社会教育課までお気軽にお問い合わせ下さい。  
(申込締切は5月末日まで。申込多数の場合は抽選とさせていただきます。)

## 新しい人権擁護委員さんが 委嘱されました。



藪 政和さん



龍田 江美さん

人権擁護委員さんとして永年務められた木寺俊爾さん(鐘巻)の辞職に伴って、後任として藪政和さん(中津川)が、また、人権擁護委員の増員によって新しく龍田江美さん(田尻)が本年4月1日付けで法務大臣から委嘱されました。

人権についての啓発活動を行ったり、住民の皆さんからの人権相談を受けるなど、活動を行ってまいります。

— 和歌山県子どもの人権専門委員会 —  
6月4日(月) から 6日(水) まで

## 「子どもの人権」110番 を開設!

午前8:30 から午後5:15 まで  
無料で電話相談に応じています。

秘密は  
守られます。

☎0120-007-110 フリーダイヤル

☎073-425-2704 和歌山地方法務局  
人権擁護委員室内

## 相談内容等

- ①いじめ、体罰、登校拒否・子どもの虐待など、子どもの人権に関わるすべての問題について、子どもの人権専門委員が電話相談に応じます。
- ②子どもの人権専門委員と直接会って相談することもできます。
- ③6月7日以降も、月曜日から金曜日(祝日は除く。午前8:30～午後5:15)まで同じ電話番号で相談に応じます(休日及び夜間は留守番電話になります。)